

令和五年 第一回臨時会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、令和五年第一回臨時会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、三期目就任にあたり、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

先月行われました南アルプス市長選挙におきまして、市民の皆様をはじめ各方面からの力強いご支援と、多大なご支持を賜り、南アルプス市民の代表として、引き続き市政運営の舵取りを担わせていただくこととなりました。市民の皆様からお寄せいただいた期待に応えるべく、新たな決意と情熱をもって取り組む所存であります。

就任一期目は、「ハードからハート」をスローガンに掲げ、子育て支援の充実、公共施設の再配置、健全財政の維持を中心に市政運営に取り組んでまいりました。

二期目には、一期目の成果を基盤に「市民目線でさらなる

前進」を実現するため、南アルプスインターチェンジ周辺への新産業拠点の整備、積極的な企業誘致、こども・子育て応援宣言をはじめとする子育て支援策の推進を実現いたしました。

三期目においては、これまでの二期八年間に積み上げてきた実績をさらに磨きあげることで、南アルプス市の活性化を力強く押し進め、今後の四年間のみならず、将来にわたり発展していくための礎となるべく、未来を拓く市政運営に全力を傾注する覚悟でございます。

南アルプス市は大きな可能性を秘めております。その可能性を、将来を担う若い世代にしっかりと引き継ぐため、まさにこの四年間に効果的な施策を展開していく必要があると考えております。

少子高齢化や人口減少への対応、市の玄関口となる南アルプスインターチェンジ周辺の整備、子育て支援、住環境の整備や空き家対策など、市の抱える課題は多岐にわたることから、市政課題を一つひとつ着実に解決するため、次の三つを

柱としたまちづくりを推進いたします。

先ず、一点目は「未来をつくる産業振興」

次に、二点目は「希望をかなえる子育て応援」

最後に、三点目は「魅力あふれる地域整備」であります。

この三つの柱を積極的に推進し、相互に連携した好循環を生むことで、南アルプス市が将来にわたり発展していく、未来を拓くまちづくりを推進してまいります。

今後、これらの公約の実施につきましては、南アルプス市総合計画と一体的に取り組む必要があるため、現在の「第二次南アルプス市総合計画」と連携を図るとともに、今年度から二カ年をかけて策定する「第三次南アルプス市総合計画」に反映し、令和七年から令和十六年までの計画期間において、南アルプス市が目指す将来像を明確に定め、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これから四年間、全ての市民の皆様の幸せと南アルプス市

のさらなる発展のため、全身全霊を傾けて市政運営に取り組む所存ですので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

次に、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今臨時会に提出いたしました案件は、条例の一部改正の専決処分につき承認を求める案四件、補正予算の専決処分につき承認を求める案二件、同意案三件、合わせて九件であります。

はじめに、承認第二号、「南アルプス市税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和五年三月三十一日公布されたことに伴い、南アルプス市税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定

に基づき令和五年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第三号、「南アルプス市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和五年三月三十一日公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和五年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第四号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

て」であります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和五年三月三十一日公布されたこと、また新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免規定について、対象期間を延長することに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和五年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第五号、「南アルプス市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

新型コロナウイルス感染症に関する介護保険料の減免規定について、対象期間を延長することに伴い、介護保険条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和五年三月三十一日に専決処分し

たので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第六号、「令和五年度南アルプス市一般会計補正予算(第一号)の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援することを目的に、国が実施する子育て世帯支援特別給付金事業の経費について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和五年四月七日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第七号、「令和五年度南アルプス市一般会計補正予算(第二号)の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

国が実施する子育て世帯生活支援特別給付金事業に上乘せる形で、山梨県が独自に実施する給付金事業の経費について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がない

ことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和五年五月二日に専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、同意案第一号、「教育委員会委員の任命について」であります。

小野おの ゆり 教育委員の任期が、本年五月三十一日をもって満了することに伴い、新たに飯野在任の芦澤あしざわ 秀幸ひでゆき 氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第二号、「監査委員の選任について」であります。

望月もちづき 健一けんじ 監査委員の任期が、本年五月二十九日をもって満了することに伴い、新たに山寺在任の土屋つちや 正文まさふみ 氏を選任したいので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意案第三号、「公平委員会委員の選任について」であります。

こばやし たかお

小林 孝夫 公平委員の任期が、本年五月二十九日をもって満了することに伴い、新たに百々在住のおの としふみ小野 俊文 氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和五年五月二十三日

南アルプス市長 金 丸 一 元